

靖国神社国営化と安保体制

近江幸正

二

一九六九年、宗教界にとって、靖国神社国営化は最大の問題であった。この問題は単にこの年最大の問題であったばかりでなく、太平洋戦争終結後の多くの宗教政策に関する問題のうちで、最大のものというべきであろう。戦後、宗教界にとって、宗教法人令の布告による本末解体や農地改革による寺院の経済基盤に対する打撃などは、寺院・教団のあり方を問う大きな問題であったが、信教の自由、教義の純粹護持を脅かすものとして、靖国神社国営化が投げかけた問題はより大きく、より根本的である。太平洋戦争

「靖国神社法案」の国会提出断念を余儀なくされたのである。

そのもとで教団を維持して来た過去を持つ仏教界にあっては、未端寺院住職や檀信徒の問題認識は未だ極めて浅いといえ、全日本仏教界をはじめ、二・三の教団を除くほとんどの有力教団が宗議会の名により、あるいは総長の声明や施政方針として靖国神社国営化に反対の意志表示を行なつた。そして六十七宗教団体の共同声明という前代未聞の諸宗教を網羅する統一した反対の声によって、政府与党は、

中、「國体にそぐわぬ宗教」として陰に陽にたえざる圧迫を受けたキリスト教界はこの問題に対し末端信徒に至るまできわめて敏感な反応を示し、敗戦の結果はじめて完全な信教自由が得られたことにより教団を形成することができた立正校正会などの新興宗教の一部も強い反対の声をあこれによつて、靖国神社国營化反対運動の波は現在一時的なしずまりを示している。だが、しかし、靖国神社国營化問題はまだ終つていない、というよりは、今後ますます國營化の動きが激しくなるであろうことはまちがいない。それは「靖国神社法案」不成立ののち、遺族会その他この

法案の成立を期す団体や個人の動きが積極化していることによつて容易にうかがうことができる。「靖国神社法案に反対するならば離檀者が続出するだろう」という脅迫めいた文書が寺院に舞い込み、「反対しない」という一札を住職が書かされた県も二・三にとどまらない。

しかし、私が靖国神社国営化の動きが今後ますますはげしくなるだろう、というのは、単にそれらの法案期成団体や右翼団体の動きの活潑化という現象をさしていうのではなく、もっと巨視的に、そしてより本質的に、日本の政治の動きが国家神道復活をめざしており、とくに昨年十一月の日米共同声明以後その方向はより顕著なものにならざるを得ない、ということにもとづいていうのである。

(二)

「靖国神社法案」提出の動きを「時の流れに逆らう復古主義」と評する人がいる。たしかにそれは「復古主義」ではあるが、もしそれを単純なアナクロニズムと考えるならば誤まりである。また、「遺族の願いなのだから憲法をタテにとってシャクシ定規な反対をするのでなくみとめてやつてもよいではないか」という声も聞くし、その裏に「いまさら靖国神社を国営化したとしても、それがそのまま國家神道化につながることにはなるまい。靖国神社国営化が

戦争への道だなど」というが、民主主義のカケラもなかつた戦前ならともかく、もはやそういうことはあるまい」という考え方があるが、それは今日の日本がどういう状況にあるかを考えない甘い判断である。靖国神社国営化の動きの強まりは、単なる復古的感情や「遺族感情を尊重して」のものではなく、もっと深い政治の動きの方向にそつて打出されて来たものであり、一口にいえば「日米新安保体制」のもとで強化されているのである。ここに、いわゆる「日米新時代」の一九七〇年代において靖国神社国営化をはじめとする国家神道化、およびそれと表裏の関係において信教の自由に対する圧迫が強められてくる必然性があり、七〇年を迎えた宗教者がひとしく真剣に考えなければならぬ重大な問題が横たわっているのである。

(三)

靖国神社国営化問題によつて象徴される国家神道化の方向が安保体制の必然的な産物であることを見ぬくためには一とおり「安保」の歴史的経過を知る必要があろう。周知のよう日に米安全保障条約は朝鮮戦争停戦成立の直後の一九五一年九月、対日講和条約（サンフランシスコ平和条約）の締結と同時に結ばれたものである。サンフランシスコ条約の締結を前にして、日本国内では「単独講和か

全面講和か」で世論が沸騰したことを記憶しておられる方は多いだろう。日本はボツダム宣言を受諾して降伏したの

だが、このボツダム宣言の署名国は米・英・中の三国であり、ソ連もまだ対日宣戦以前であつたため署名はしなかつたが、この宣言が採択された一九四五年七月の会議の参加国であった。したがって、平和条約は元来すくなくとも米・英・中・ソの四カ国と日本との間に結ばれるべきものだったのが、ソ連や中華人民共和国を除外してサンフランシスコ条約は結ばれたのであり、実質的にはアメリカと日本との「単独」講和条約であった。ここから戦後政治史のすべてが出発する。アメリカが朝鮮戦争の休戦とほぼ同時に日本と講和条約を結んだ理由は朝鮮戦争の再発や、アジアの他の地域における民族独立運動への干渉のために、対日講和後も日本を軍事基地として自由に使用したいためであつたことは疑問の余地のないところである。すなわちボツダム宣言にいう「日本軍国主義の驅逐とそれにかかる新秩序が建設され、戦争遂行能力の破碎が保障されるまでの連合国軍隊による日本の保障占領」にかわって、米国の極東戦略の一環としての日本への駐留と沖縄の占領の続行のための条約として日米安保条約が必要とされ、そのために平和条約を中・ソを除いて急いで締結したというのが事の真

相である。

このような条約であつたから、それは当然押しつけの条約であった。ここで、私は「日本国憲法は押しつけの憲法である」という主張に対して、一言つけ加える必要を感じる。「日本国憲法」は「明治憲法」の根幹である天皇制と軍国主義に対し、天皇の位置を権力からひきはなして象徴として位置づけ、平和と民主主義を基調とする憲法へと根本的に改めた。そこには、たしかにアジアにおける競争國の力を弱めようというアメリカの大資本の意図も働いていなかつたとはいえない。しかし同時にそこにはアメリカだけでなく、太平洋戦争で日本軍国主義とたたかつた他の諸國の平和の意志も大きくあずかっていたし、特に太平洋戦争の悲惨な経験を二度とくり返してはならないという諸國人民の希望も強く作用していた。のみならず、度重なる戦争と軍国主義のもとで苦しんで来た日本国民自身の願望ももりこまれている事実は否定できない。日本国憲法が成立したとき、世界各国の世論の多くが、あまりにも理想的であるということから将来への危惧を示しつつも平和憲法そのものに対してもこれを歓迎した事実、そして特に日本国民世論自身がこれをよろこびで迎えたことを忘ることはできない。日本仏教会も日本国憲法が仏陀の精神

にかない人類の幸福に寄与するものとの歓迎声明を出したが、これを単にバスに乗り遅れまいとする機会主義や長いものにまかれる事大主義とのみいうことは、打ち続いた戦争と、長い間国民の全生活（宗教生活もいささかも例外ではなかつた）の上にのしかかっていた軍国主義から解放されたという当時の、国民のよろこびを無視するものである。

この「日本国憲法」とサンフランシスコ条約および日米安保条約を同日に「押しつけ」と論ずることは全くのあやまりである。日本国憲法に対する社会体制をこえた諸国民が歓迎し、多くの日本国民もこれを喜んで迎えたのだがサンフランシスコ条約に対しては中・ソはもとよりインドをはじめアジア、アラブなどの多くの国々が極めて批判的な態度をとり、日本国民の反応も冷やかであつた事実は想起さるべきである。

サンフランシスコ条約および日米安全保障条約は押しつけられたものであつたが、同時に安保条約のもう一つの特色は、条約自身にあまりこまかい取り決めがなく、国会の承認を受けない行政協定と交換公文できめられるようになつてゐること。へしたがつて安保条約本文だけをみても、その条約の意味するものはよく判らず、行政協定および

多くの交換公文によってはじめてこの条約の意味が理解し得るのである。そして、それによって日本のすべての土地を米軍が自由に使える権利が無制限に保証されている、ということである。（ちなみにNATOすなわち北太西洋条約機構というものがあつて米軍の駐留を保証しているが、それは、無制限に基地を作る権利、自由使用の権利を認めではない）その上、安保条約は、米軍の駐留目的を「極東における国際平和と安全」のためとしており、他のどこにもこれほど広義の駐留目的をもつ軍事条約はない。

サンフランシスコ条約締結の翌五三年から五四年にかけてM S A協定、すなわち相互防衛援助協定の問題が出てくる。M S A（相互安全保障法）自体は一九五一年にアメリカの法律として制定されたものだが、これは朝鮮戦争勃発を契機に従来の諸外国への経済援助を統合して軍事援助に切りかえるためにつくられたもので、一九五四年にはじめて日本に対するM S A援助が組まれた。この交渉も、五三年十月の池田・ロバートソン会談、五四年二月の岡崎・アリソン会談など、つねに秘密外交ですすめられて問題となつたが、この池田・ロバートソン会談は日本の再軍備が中心議題で、その会談の覚書の内容は、日本の再軍備をすすめる上で四つの制約がある。第一に憲法第九条の平和条項

を中心とする法律的制約、第二に当初の占領軍がとった平和政策により日本国民が平和の意志をもつてしまつたといふ政治的・社会的制約、第三に国民の防衛費負担能力からする経済的制約、第四に、平和教育と共産主義浸透の結果青年が軍隊に集まらないという実際的・物理的制約がある。とする、そこで、アメリカは日本の防衛力がのびるよう軍事援助を行なうと同時に「日本国民の防衛力に対する責任を増大させようとするような日本の空気を助長する」ことが大切で、そのため、日本政府は教育と宣伝で「日本に愛國心と自衛のための自發的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつ」ということが覚書にもりこまれた。この池田・ロバートソン覚書の内容は、もちろん日米政府によって秘密にされていたが、朝日新聞の記者からワシントン特電でわかつてしまった。こうして、一九五四年には日本の陸海空三軍がそれまでの警察予備隊・保安隊という形から自衛隊として公然と出発することになると同時に、平和教育の破壊や宗教面における国家神道化など軍国主義復活の動きが本腰を入れて強められてくる。

一九五〇年頃から日本経済は朝鮮戦争による「特需」によって急速に成長し、鉄鋼生産をはじめ大変な好景気を迎え、日本自由党・民主党の保守合同が成立し、鳩山内閣が

誕生、石橋内閣がこれに続いたが、鳩山・石橋内閣がめざしたところは、今まで戦争状態が続いていたソ連と平和条約を結ぶ（一九五六年十二月十一日）と同時に、国連に加盟してその地域的集団安全保障という形で再軍備をすすめ安保条約はなくそうという方向であった。しかし、それに何とかしなければならない。国連に加盟（一九五六・二月十八日）しても約束と違つて沖縄は返つて来ない。これは何とかしなければいけない、ということで石橋内閣のあとを受けた岸内閣がアメリカと交渉をはじめたのだが、その結果は逆に沖縄は基地として強化され、アメリカの戦略の下に海外派兵することを目標に自衛隊の増強が義務づけられるということになり、旧安保より一步軍事同盟化をすすめた一九六〇年の新安保条約の締結へと向うことになるのである。

余談になるが、一九六〇年の「安保改定」に際して当立正大学学長であった石橋湛山氏が非常に岸内閣のやり方を憤って「安保改定に反対する国民の気持は当然だ。岸に政権を渡したのは間違いだった」といわれたが、それは以上のような事實を念頭に置けば、よく理解できることである。

とにかく、一九六〇年、新しい日米安保条約が結ばれ、安保体制は新しい段階に入った。新安保条約は旧安保条約の基地貸与協定としての性格はそのままひきつぎながら、これに加えて新たに日米の政治的・経済的協力と共同防衛に関する規定をさだめた。

一九六〇年代にはベトナム戦争が泥沼化の様相を呈し、その中で日本が米軍のベトナム戦争遂行に重大な役割を果たしていることがしばしば国内外で問題になつたが、それに対しても政府は国会答弁において「日本は新安保条約がある以上米軍に協力せねばならず、ベトナム戦争に對して中立であるとはいひ得ないし、したがつて北ベトナムや民族解放戦線に日本が敵性国と見られるのはやむを得ない」という態度を表明した。それとともに、三十八度線の状況が緊迫化し、アメリカの国会でブッシュ議員が「朝鮮や沖縄で事件が起つたばあい、わが陸・海・空軍を急速に使いたくなつた時は、日本は喜こんで（安保条約に附隨する交換公文にいう）『協議』に應ずることは殆ど疑いをいれない。安保条約はこれら軍隊の使用を禁じているものでないことを明らかにしておくべきであろう」と発言し、フルブライト上院外交委員長が「日本はこの地域の紛争にはどうしても巻き込まれるだろう」と発言している状況のもとで

一九五五年十二月日韓条約が強行採決されると、第二次朝鮮戦争が起る可能性があり、そのばあい、日本は安保条約のもとでこの戦争に巻きこまれるという危惧が知識人の間から盛んに表明されるようになった。これを受けた野党の質問に対しても一九六六年六月一日の衆議院外務委員会で椎名外相は「ベトナム戦争がもう少し近いところでおこなわれておるということになるとはつきりするわけでありますが、私は危険がないとはいえないと思ひます。ご指摘のように一般的に申しまして安保体制があるが故に一種の敵性を持つたと認められて、そして攻撃を受ける、或は他の脅威を受けるというようなことはあり得ると思う」とのべ、さらに一九六九年二月六日の衆院予算委員会では佐藤首相が「まったく仮空の問題だが、沖縄から直接作戦行動が行なわれる場合には当然日韓米は軍事的には一緒になる」と答弁している。このように、六〇年代を通して安保が果して日本の防衛のための条約なのか、それともアメリカと共同してアジア諸国に軍事干渉ないし軍事進出を行なうための条約なのかということが大きな問題となり、「安保堅持」か、「安保破棄」かが大きな争点となつたのである。そして安保条約の固定期限終了を前にして佐藤首相は「沖縄返還」交渉のために渡米し、ニクソン大統領と日米

共同声明を発表して、安保堅持の約束とともに安保体制が

(四)

新しい段階を迎えたことを明らかにした。佐藤首相は訪米前後にわたって「沖縄の核ぬき本土のみ返還の実現」を叫んだが、共同声明には一と言も「核ぬき」とは書かれなかつたし、ナショナル・プレスクラブでの演説では、佐藤首相は「沖縄基地の機能は今後とも有效地に保たれる」ことを

強調し、ただ施政権のみが日本にかえったのだと説明し、さらに「沖縄の復帰に伴いわが国が沖縄の局地防衛の責務を徐々に負ってゆく」方針を明らかにしたのである。これについて首相は帰国後は記者団に質問されると「核があるかないかわからないのが抑止力たるゆえん」とい、「米国も沖縄に核があるとはいっていない」と問題をそらした。しかし、今年初め私が沖縄をたずねた際にも確認し得たことだが、沖縄では県民誰一人として沖縄に核兵器がないとは信じておらず、沖縄に核兵器がおかれていることは間違いないと考えているのである。

共同声明で注目すべきことはさらに「朝鮮半島に依然として緊張状態が存在することに注目」し「台灣地域における平和と安全の維持も、日本の安全にとってきわめて重要な要素である」とのべて、ベトナムとともに、朝鮮・台灣を「共同防衛地域」にはつきりと組みこんだことである。

以上、安保条約とその軍事的性質の変遷を大ざっぱに見て来たわけであるが、それでは最初にのべた、国家神道化が安保体制の必然的産物である、ということは以上の事実とどのようにかかわっているのかについて記述したいと思う。

靖国神社は周知のように、明治二年、官軍の戦死者をまつる神社という性格で「東京招魂社」として創立され、明治十二年「靖国神社」という名に改められ、その後陸・海軍省が管轄し、三月十日の陸軍記念日と、五月二十七日の海軍記念日に例大祭が行なわれ、戦争のために国民の士気を鼓舞する神社であった。「靖國の花と散れ」「九段で会おう」ということばで、多くの若いのちが散らされたことは戦争を知っている者にとっては忘れられないところである。

戦争が終り、國家と神道を分離した「神道指令」によって靖国神社もわれわれの寺院と同じ一宗教法人となつた。宗教法人としての靖国神社は戦没者遺族にとって、自由に涙を流しながら肉身をしおぶ場所となり、遺族の孫たちが神職に名前をつけてもらつたりすることもできるようになつた。終戦記念日や大祭はもとより、平常の日も他の神社・

仏閣にくらべて常にぎわいを見せており、天皇・皇后も昭和廿七年いろいろ数次にわたり参拝しておられる。

ところが一九五四年保安隊が自衛隊となり、翌五五年空軍が復活、五六六年さらにこれが強化される頃になって靖国神社国営化の動きが急速に強まつた。五六六年一月、鳩山首相は参議院予算委員会で「軍備をもたない現行憲法には反対である」と発言し、これを取り消したが、さらに二月二九日の参議院予算委員会で「自衛のためならば敵の基地を侵してもよい」と発言、ただちに失言として取消すという一と幕があつた。首相の発言は失言として取消されたが、このとき、与党自民党は「特殊法人靖国招魂社案」を準備し国会に提出が企図された。この法案は「時期尚早」の声が党内にもあつて提出されなかつたが、この年は教育委員会の公選制を廃止する「新教育委員会法」が強制可決され、文部省が教科書調査官を設置し、教育の国家統制が本格化した年でもあつた。そして、「安保改定」が問題となつた一九五五年、岸首相が参院予算委員会で「ミサイル攻撃に対する敵基地を攻撃することもあり得る」「防禦用小型核兵器を合憲」と答弁し、政府統一見解で「仮定の事態に備えて攻撃的兵器を持つことは憲法の趣旨でない」と首相答弁を緩和させた頃、自民党は「宗教法人問題特別委員会」

を設置し、伊勢神宮と靖国神社の非宗教法人化、国営化の方向を打出したのである。一九六四年、日韓会談がすすめられ、原子力潜水艦の最初の「寄港」のあつた年、そして憲法調査会が七年間の審議の結論として現行憲法は改正されねばならぬと首相に答申し、国内外のこれに対する意外にきびしい反応に池田首相は「池田は現行憲法をかえる意志はない」と表明した年、さらに南ベトナムに対する第一次緊急援助を閣議が決定してアメリカの侵略を支持する姿勢を示した年、この年、政府は「靖国神社の社殿と式場の間を幕で仕切るから靖国神社とは関係のない式である」と強弁して第二回戦没者追悼式を靖国神社の境内で催した。これは当然靖国神社を戦前の姿にひきもどすなしくずしの方法だ、という批判をこうむつた。

そして一九六七年、はじめて二月十一日の「紀元節」が建国記念日として「復活」した年、佐藤首相の東南アジア・アメリカと二回の訪問が行なわれ二回にわたる羽田事件があり、アメリカ訪問の結果、小笠原返還と引かえに日米共同「防衛」強化を打出した日米共同声明が発表され、野党各党が抗議し、沖縄で七万人の抗議県民大会が行なわれた。現在問題になつてゐる「靖国神社法案」はこの年の六月、自民党有志議員で結成している遺族議員協議会の中

からおこり、六八年・六九年と安保定期限終了期の一九七〇年が迫り、首相および政府関係者が「日本人は國を守る氣概をもて」、「いまこそ國防意識の高揚を」と叫ぶ中で國當化運動と法案国会提出の動きが強まつたのである。

以上、靖國神社國當化の強まつた時期はどのような時期かを瞥見したわけだが、これによつて「安保」の軍事同盟としての性格が一步、一步とエスカレートするのとあいまつて靖國神社國當化の動きも同時にエスカレートして来たこと、そしてそれは当然自衛隊の強化と海外派兵論のすすみぐあいとも一致していることを知ることができる。

(五)

叙上の安保体制の変遷と靖國神社國當化の動きのそれとのからみ合いをみると、「靖國神社國當化は軍國主義強化につながる」というが、まさかそんなことはあるまい」という、今日まだ多くの人々がいたいている考え方は、あたりにも樂觀的にすぎると結論せざるを得ない。

靖國神社國當化推進の中心人物である村上勇氏は「わたしは春秋の例大祭は、自衛隊の軍樂隊を総動員して、にぎやかに軍樂を奏で、その中を陛下、総理大臣以下がおまいりするといった光景を実現したい」とい、同じく稻葉修氏は「自衛隊の靖國神社への儀式参拝も合憲である」とい

つた。そして稻葉氏はさらに、テレビの公開座談会で「靖國神社に自衛隊の戦死者（このことばは殉職者と訂正されたが）もまつりたい」と語つた。

「沖縄返還」にともない、自衛隊が沖縄に派遣され、アメリカ軍と一体となつて行動する日も間近いとき、そして総理大臣が「沖縄から直接作戦が行なわれる場合には当然日韓米は軍事的には一緒になる」とのべ「韓国に対する武力攻撃が発生し、これに対し米軍が日本国内の基地を作戦行動の発進基地として使用せねばならぬような事態が生じた場合には事前協議に対し前向きかつすみやかに態度を決定する方針である」と語つているとき、そして早くから憲法改正と核自衛を主張つづけて來た人が防衛庁長官に就任し「自衛隊に精神的支柱が必要である」と語つているとき靖國神社國當化の動きが何を意味するかをこれ以上論ずる必要はないであろう。

(六)

「國のために死んだ戦歿者の靈を國がまつるのは当り前だ」「戦歿者をまつるのは國民感情だ」という、きわめてもつともに聞えるいい分も、実は靖國神社國當化の眞のねらいをおおいかくすもの、といつても過言ではないであろう。「國」がそのまま「お上」すなわち為政権を指すのは

「國民主権」以前の時代のいい方であつて、実は、このいい方そのものに、日本を戦前の軍國主義時代に逆行させたいという願望がひそんでいる。戦歿者はたしかに国家の名によつて尊い生命を投げ出した人々である。しかし、同時に広島・長崎の原爆犠牲者も、空襲にたおれた多くの人々も同じく国家の名による戦争の尊い犠牲者であり、戦争に反対して獄死した人々も国を思つて死んでいた人々である。これらの人々も共に「平和のいしづえ」として追悼することこそ、ふたたび戦争のない平和な世界をつくりあげてゆくためには必要なのである。

また、眞の追悼行事が政府によつてなされ得る、といふ

考え方は大きなあやまりであり、宗教心の低い多くの国民がこのことばにあやまられるのはとにかく、「実業の一善」を奉ずる日蓮宗の教師までが、そうであつてはなるまい。国民感情として戦歿者や国家のためになくなられた人々を追憶し、その靈を追悼したいという気持をもつことは当然であるばかりでなく尊いことである。しかし、問題は誰がどのような方法で、何のために行なうかである。憲法の定める「信教の自由」をおかしてまで、国家が神道施設である神社を国営化することは、いかによそおうとも、仏教以上の宗教、宗教以上の宗教として神道を位置づける國

家神道化への一步である。國家神道のもとで大曼荼羅の国神勸請の停止や宗祖遺文の削除問題をはじめ、実質的に教主釈尊以上の存在として伊勢神宮を位置づけることによるのみ布教をみとめられていた過去の苦い歴史をふりかえるとき、そしてその時期こそ日本国民が暗い軍國主義のもとに破局的な戦争の深まりへと追いたてられていった時期であったことをみつめるとき、そして、今日の時代の状況と靖国神社国営化の動きの関係をみると、われわれは、再び国家の名によつて信仰がおかされようとしており、そして国民が新たな戦争の危険へと導かれている事実を知るである。

われわれは、いまこそ過去の戦争に、「國のため」という考え方から、あるいは國家権力の強大さをおそれて、自己の信仰に重大な修正を加えて協力したことについて、深い反省を行なう必要に迫られており、同時に現在われわれの目の前で進行している歴史を冷徹に判断して過去のあやまりを再びくり返さぬようにしなければならないのである。

「大國日本」の繁栄ムードのもとで、「安保がなければ日本は侵略される」というい分や「国民感情論」におし流されるならば、一九七〇年代の宗門のあゆみを後人は何といつて批判するであろうか。